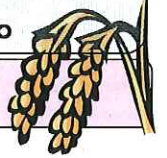


# 流通業者（仲介業者）の皆さまへ

加工用米、米粉用米、飼料用米、備蓄米等の「用途限定米穀」は定められた用途以外に使用・販売することが出来ません。

## 保管、出荷販売時の取扱い（食糧法の遵守事項）



- ① 用途限定米穀は、定められた用途以外に使用してはならない。
- ② 用途限定米穀を保管するときは別棟又は別はいにして、保管ロットごとに「はい票せん」を掲示する。  
(右欄、「はい票せん」の例を参照)
- ③ 紙袋などの包装に用途を表示する。
- ④ 米穀の出荷・販売届出事業者は、保管に関する台帳を整備して下さい。

注) 上記事項を遵守しなかった場合には、罰則が適用される場合があります。

### ◎ 「はい票せん」の例

用途限定米穀（飼料用米）						
種類	年産	産地	銘柄	等級	包装	量目
水稻うるち玄米	29		ななつぼし	合格	フレコン	ばら
年月日	摘要		受入	払出	在庫	
29. 10. 20	〇〇〇から購入		50,000		50,000	
29. 10. 25	〇〇〇から購入		30,000		80,000	
29. 11. 3	□□へ販売			20,000	60,000	
29. 11. 10	□□へ販売			20,000	40,000	



四半期ごと（各四半期の最終月の末日まで）に売渡数量の報告が必要です。

米トレーサビリティ法において、米を購入・販売した場合には、記録の作成・保存が必要です。

### 記録事項

- ①品名 ②産地（飼料用米は不要）
- ③数量 ④年月日 ⑤取引先名
- ⑥搬出入場所 ⑦米穀の用途 の記録を作成し、3年間保存が必要です。

別紙様式第4-15号  
平成 年 月 日

北海道農政事務所 殿

売渡実績数量の報告  
四半期ごと、四半期の最終月の翌月末まで

農業者等  
仲介事業者  
高麗者団体等  
住所  
氏名

新規需要米売渡実績数量報告書

需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第6の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

用途： )  
第 四半期（ 年 月～ 年 月）分

購入先名	年産	種類	総量	売渡先		委託とう 請業者名	売渡数量		備考
				都道府県名	名称		(実kg)	(玄米kg)	
合 計									

荷 受 伝 票

コード 1234567 飼料用米  
生産者 ○○太郎

コード	年月日	産地	種類	品種	包装	数量
100	29.10.20	北海道	水稻うるち	ななつぼし	ばら	30,000
200	29.10.20	北海道	水稻うるち	ななつぼし	ばら	20,000

上記荷受けました。

○○商事

伝票等、記録を作成・保存していなかった場合には、罰則が適用されます。（50万円以下の罰金）

困ったことや、わからないことがあれば、「北海道農政事務所」にお気軽にご相談下さい。  
連絡先：北海道農政事務所 旭川地域拠点 担当 後藤田（ごとうだ）・栗本（くりもと）  
TEL 0166-30-9303  
FAX 0166-30-9305

# 飼料用米等を生産する農業者や、 集荷・販売等を行う皆さんへ！

## 飼料用米等は適正に流通してください！

### 定められた用途に販売



飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通してください。

### こんな行為は違反です！



- 飼料用米として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米の飼料用米として出荷し、交付金を申請
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に上積みして出荷し、交付金を申請

### もし、横流し等の不適正な流通が行われたら、



不適正な流通等が確認された場合には、交付金の返還となり、これが悪質と判断された場合は、

- ・ 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない
- ・ 当年産の経営所得安定対策等に係る全ての交付金を返還させる
- ・ その名称及び違反事実を公表する

などの措置が講じられます。

措置対象者の範囲が  
広がりました！

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。